

学校いじめ防止基本方針

青森県立弘前第一養護学校

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

児童生徒が意欲をもっていきいきとした学校生活を送れるように、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見に努めるとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するため、青森県いじめ防止基本方針に鑑み「学校いじめ防止基本方針」を定める。

これらの取り組みにおいては、全職員の共通理解の下で組織的に取り組むものとする。児童生徒の心に迫る生徒指導を目ざし、信頼関係の確立を図るとともに、教職員の人権意識を高める。また、保護者、地域住民等との情報交換等で、理解と協力を得られるよう努める。

2 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）】

けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 校内体制について

（1）いじめ対応チーム

- ア 特別支援委員：校長、教頭、教務主任、各学部主任、生徒指導主事
- イ 生徒指導部副主任、学級担任
- ウ いじめ防止推進委員（重大事態の発生時や重大事態が危惧される場合等）

（2）取り組みの内容及び担当

特別支援委員会の招集：校長
関係児童生徒への聞き取り、情報収集：学級担任、生徒指導部、学部主任等
事実関係の把握、いじめの有無の判断：いじめ対応チーム
県教育委員会への報告：生徒指導主事
指導方針の決定及び指導体制の編成、いじめ解消の判断：いじめ対応チーム

4 いじめの未然防止について

（1）基本的な考え方

日頃から、児童生徒が周囲の友達や教職員と信頼できる関係を築き、安心・安全に学校生活の中で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを心がける。

（2）いじめについての共通理解

いじめについての態様、具体的な留意点などについて平素から教職員全体での共通理解を図っていく。全校集会や学級での授業において校長や教職員が、いじめの問題について触れる機会を設け「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

(3) いじめに向かわない態度・能力の育成

児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在をひとしく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(4) いじめが生まれる背景と指導上の注意

一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや、学級や学部、利用施設等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(5) 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍し他者の役に立っていると感じることのできる機会を、全ての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。その際、家庭や地域の人々にも協力を求めていくことで、幅広い人から認められているという思い、すなわち自己肯定感を高められるような体験の機会などを積極的に設ける。

5 いじめの早期発見について

(1) 基本的な考え方

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

学校生活アンケートや学校評価（保護者用）、定期的な学部会での情報交換等によりいじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめや悩みを訴えやすい雰囲気をつくる。また、連絡帳のやり取りなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守る。

休み時間や放課後の様子観察や雑談の中などで児童生徒の様子に目を配り、毎日の日誌等を活用する。

6 解決に向けた対応について

(1) 基本的な考え方

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を心がける。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて教職員が一人で抱え込まず、学部及び学校全体で組織的に対応する。その際、軽微な案件においてはいじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応を図るものとする。また、いじめの再発を防止するため、継続的な見守りを行う。

(2) いじめの発見・通報をうけたときの対応

いじめを認知した教職員はそのときにその場でいじめを止めるとともに、いじめに係る関係児童生徒に適切な指導をする。あわせて、直ちに学部主任、生徒指導部に連絡し、管理職に報告する。校長の指揮の下、特別支援委員会を招集して共通理解を図り、事実関係を的確に把握した上で、指

導方針や指導体制を検討し、速やかに対応を進める。その際、県教育委員会の定める手続きに従い、報告を遺漏なく行う。

(3) いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

ア 子どもに対して

- (ア) 事実確認とともに、まずはつらい気持ちを教職員も受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- (イ) 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- (ウ) 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- (エ) 自信をもたせる言葉をかける等、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 保護者に対して

- (ア) 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- (イ) 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- (ウ) 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- (エ) 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- (オ) 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

(4) いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

ア 子どもに対して

- (ア) いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- (イ) 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して

- (ア) 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- (イ) 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- (ウ) 子どもの変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学部、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への変換を促す。

イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。

ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることになることを理解させる。

エ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア 学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

イ PTA総会等で、フィルタリング等に関する説明をするとともに、家庭においても子どもたちを危険から守るためのルール作りを行うことを伝える。

(7) 関係機関等との連携

学校だけで解決が困難な事例においては、警察、医療機関、福祉関係機関等に助言を求める等、関係機関との連携を図り、適切に対応を進める。

7 いじめの解消について

いじめの解消とは、単にその対象となる行為が止んでいることではなく、次の2つの要件を満たしている状態を指すこととする。

- (1) いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること。
- (2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

ア 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 精神性の疾患を発症した場合
- (ウ) 身体に重大な障害を負った場合
- (エ) 高額の商品を奪い取られた場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- (ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合
- (イ) 一定期間連続して欠席しているような場合

(2) 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については、青森県いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(3) 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、県教育委員会の定める手続きに従い、速やかに県教育委員会に報告する。

(4) 児童生徒や保護者からの申立て

児童生徒、保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たり、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

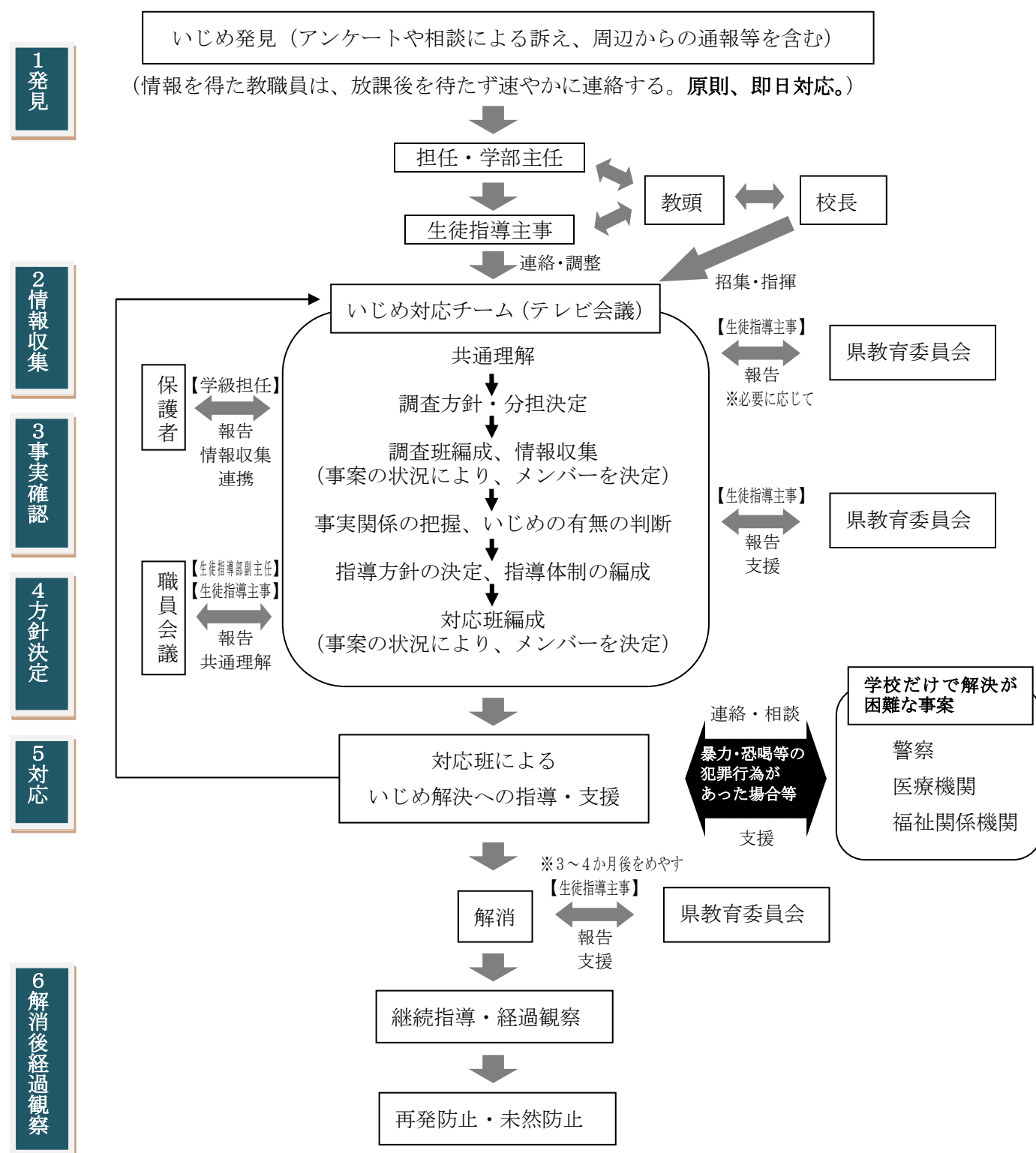
9 評価

学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況についての評価項目を位置付け、いじめ防止対策が機能しているかを評価し、いじめ防止等のための取り組みの改善を図る。

<別紙1> 学校いじめ防止プログラム

時期	実施内容等	場面	対象	主管
4月	学校いじめ防止基本方針の確認と 共通理解 第1回特別支援委員会 学級開き（人間関係づくり・学級 のルールづくり） 保護者への啓発	職員会議 特別支援委員会 学級活動 PTA総会	教職員 教職員 児童生徒 保護者	生徒指導部（ハートフルリーダー） 生徒指導部（ハートフルリーダー） 学級担任 生徒指導部
5月	第2回特別支援委員会 携帯電話に関するアンケート実施	特別支援委員会 学級活動、各家庭	教職員 生徒、保護者	生徒指導部（ハートフルリーダー） 生徒指導部
6月	第3回特別支援委員会 携帯電話に関するアンケート集計 結果の周知 第1回学校生活に関するアンケー ト実施 SNS等の使用に関する生徒への 啓発	特別支援委員会 職員会議 学級活動 高等部集会、中学 部集会	教職員 教職員 生徒 生徒	生徒指導部（ハートフルリーダー） 生徒指導部 生徒指導部 生徒指導部
7月	第4回特別支援委員会 第1回学校生活に関するアンケー ト集計結果の周知 夏休みの過ごし方についての啓発	特別支援委員会 職員会議 学級活動、高等部 集会、小・中学部 集会	教職員 教職員 児童生徒	生徒指導部（ハートフルリーダー） 生徒指導部 学級担任、生徒指導部
8月	第5回特別支援委員会	特別支援委員会	教職員	生徒指導部（ハートフルリーダー）
9月	第6回特別支援委員会	特別支援委員会	教職員	生徒指導部（ハートフルリーダー）
10月	第7回特別支援委員会 第2回学校生活に関するアンケー ト実施	特別支援委員会 学級活動	教職員 生徒	生徒指導部（ハートフルリーダー） 生徒指導部
11月	第8回特別支援委員会 第2回学校生活に関するアンケー ト集計結果の周知	特別支援委員会 職員会議	教職員 教職員	生徒指導部（ハートフルリーダー） 生徒指導部
12月	第9回特別支援委員会 冬休みの過ごし方についての啓発	特別支援委員会 学級活動、高等部 集会、小・中学部 集会	教職員 児童生徒	生徒指導部（ハートフルリーダー） 学級担任、生徒指導部
1月	第10回特別支援委員会	特別支援委員会	教職員	生徒指導部（ハートフルリーダー）
2月	第11回特別支援委員会 第3回学校生活に関するアンケー ト実施 学校いじめ防止基本方針の見直し	特別支援委員会 学級活動 職員会議	教職員 生徒 教職員	生徒指導部（ハートフルリーダー） 生徒指導部 生徒指導部（ハートフルリーダー）
3月	第12回特別支援委員会 第3回学校生活に関するアンケー ト集計結果の周知	特別支援委員会 職員会議	教職員 教職員	生徒指導部（ハートフルリーダー） 生徒指導部
4月～ 3月	生徒指導の情報交換 教育相談活動	学部会、職員会議 放課後等	教職員 児童生徒	学部、生徒指導部 生徒指導部

<別紙2> 事案対処の流れ（重大事態発生時を含む）



※県教育委員会への報告については、平成29年5月12日付文書、「青教育第349号いじめ防止対策推進法に基づく報告について（通知）」に基づいて行う。

※いじめ対応チーム及び調査班のメンバーは、校長の招集・指揮を受け、対応を最優先に行動する。その際、必要に応じて児童生徒の掌握体制（捜索態勢時を基本）をとることとする。聞き取り後、対象児童生徒は掌握に戻り、いじめ対応チームの解散時に掌握体制を解除する。

学校いじめ防止基本方針別冊

早期発見・事案対処に係るマニュアル

青森県立弘前第一養護学校

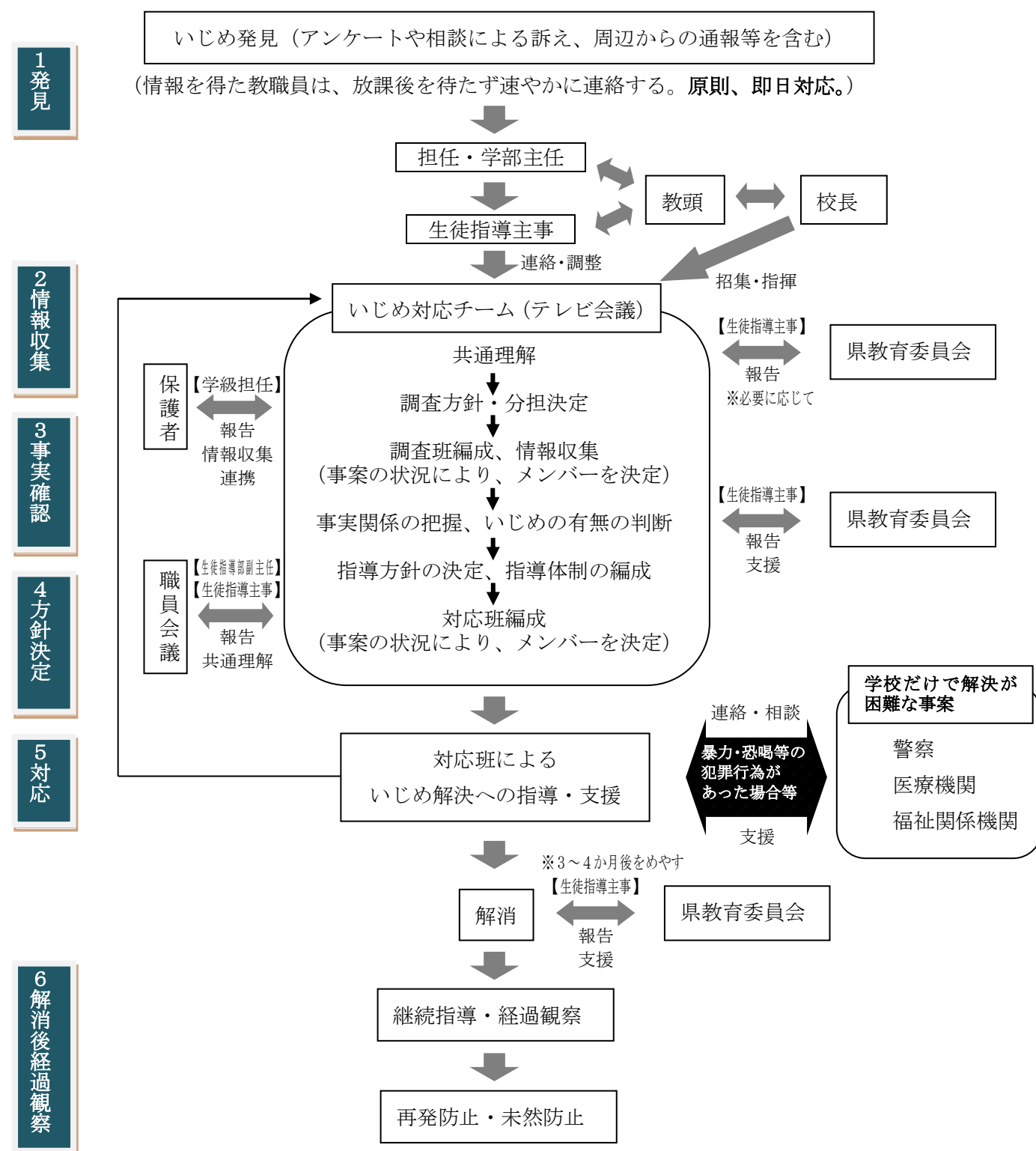
早期発見・事案対処に係るマニュアル

いじめの早期発見	日々の観察	・休み時間や放課後の雑談等の機会に、児童生徒の様子に目を配る。 ・些細な兆候であっても見逃さず、いじめではないかとの疑いをもつようにする。 ・気になる言動が見られた場合、適切な指導を行い、関係修復にあたる。 ・日常生活の中での言葉かけ等、日頃から児童生徒が気軽に相談できる環境をつくる。
	連絡帳等	・連絡帳等の活用により、児童生徒や保護者と日頃から連絡を密に取り、信頼関係の構築を図る。 ・気になる内容に関しては、他の教職員と情報を共有したうえで、電話連絡等を実施し、迅速に対応する。
	アンケート	・学校生活に関するアンケートでは、例えば「叩かれた＝いじめを受けた」等、生徒のいじめの捉え方に変化が起こる可能性もあることから、必要以上に噛み砕いて説明することは避ける。ただし、心身の苦痛についての説明は省略しない。
早期対応、解決に向けた対応	いじめの発見、いじめの通報（児童生徒）	・その場でいじめを止めるとともに、いじめられた児童生徒を徹底して守る。 ・いじめの相談に来た児童生徒やいじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聞く場合は、他の児童生徒の目に触れないよう、場所や時間等慎重に配慮する。 ・いじめの相談やいじめの情報を伝えに来てくれた思いや勇気について、しっかりと受け止めて対応する。 ・いじめの相談に来た児童生徒やいじめの情報を伝えに来た児童生徒を見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、放課後等） ・聞き取り記録を残す。訴えに対してその場で判断することはせず、事案対処の流れ（重大事態発生時を含む）に沿って速やかに対応する。 ・確認する内容例 - いじめの内容（いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように） - 心身の状況等（けがや現在の気持ち等） - 苦痛に感じていることは何か？ - 具体的にどんな行為をやめてほしいのか？ - 今後、加害者とどのような関係でいたいのか？ - 学校生活の中で配慮してほしいことは何か？ 等 - この情報を知っている人（観衆・傍観者、保護者等）
	いじめの通報（保護者）	・保護者の話をさえぎらずに傾聴し、主訴を捉えるとともに心情の理解に努める。 ・心配や不安を与えたことに対する言葉かけとともに、学校が主体的にいじめを解決しようとする姿勢を伝え、協力を依頼する。 例）「学校のことで不安な思いやご心配をおかけしたことについて、学級担任として申し訳ない気持ちでいっぱいです。解決したいと思いますので、詳しくお話を聞かせてもらってもいいですか？」 ・保護者の持っている情報を確認する。伝聞による情報、主観的情報、客観的事

	実の3つの観点を区別して聞き取るようにする。 ・調査事項や解決したい事項を確認する。その際、アンケートの実施、情報源の告知の可否等、調査にあたっての要望等も確認する。 ・回答期日の見通し、協力へのお礼を伝える。 ・否定的な発言や回答は慎む。 ・保護者から、いじめの認知に関する同意や判断を求められても、断定的な言い方や推測で話さない。
対応の基本	・いじめの事案対処は最優先の業務とし、いじめの発見、通報から指導方針、指導体制を決定するまでは、即日に対応することを原則とする。 ・直ちに学級担任、学部主任、生徒指導部に連絡し、管理職に報告する。 ・特別支援委員会において調査方針の決定や調査班の編成、事実関係の把握、いじめの有無の判断、指導方針の決定、対応班の編成を行う。 ・必要に応じて保護者とも連絡を取り合い、対応を進める。
情報収集	・短期間に、複数の教職員で同時に対応することを原則とする。 ・当事者双方、保護者、周囲の児童生徒等から個別に聞き取りを行い、記録する。その際は、それぞれ別の場所で行う。 ・指導と聞き取りは切り分けて行い、事実確認前の指導的な発言は控える。 ・情報を共有し、いじめの全体像を正確に把握する。 ・把握すべき情報例 - 誰が誰をいじめているのか？（加害者と被害者の確認） - いつ、どこで起こったのか？（時間と場所の確認） - どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？（内容） - いじめに及んだ動機は何か？（要因） - いじめのきっかけは何か？（背景） - いつ頃から、どのくらい続いているのか？（期間）
解決に向けて	・特別支援委員会で決定した内容を全教職員が共通理解し、協力体制を整えながら対応を図っていく。 ・情報収集の結果、軽微と判断された事案においては、いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。
いじめられた児童生徒に 対して	・事実確認と共に、まずは、つらい気持ちを教職員も受け入れ、共感する。 ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。 ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。 ・自信をもたせる言葉をかける等、自尊感情を高めるよう配慮する。 ・今後の対応について、本人の要望を十分考慮して支援していく。（謝罪受け入れの意思、加害児童生徒との付き合い方、教室環境の配慮等）
いじめられた児童生徒の 保護者に対して	・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。 ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議し、要望を聞き取る。（謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等）

		・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。 ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。 ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。 ・県教育委員会への報告について確認し、承諾を得る。 ・家庭訪問は複数の職員で対応する。また、電話や家庭訪問した際の記録を残す。
	いじめた児童生徒に対して	・いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、子どもの背景にも目を向けて指導する。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。 ・できるだけ本人に発言を促し、対話的に指導する。 ・今後の生活に向けた目標・決意をもたせる。
	いじめた児童生徒の保護者に対して	・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。「法に照らしていじめであるかどうか」という議論に陥らないよう配慮し、あくまでもその行為が「他者を傷つけている」という点に焦点を当てて説明する。 ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ・今後の対応について、要望を聞き取る。(謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等) ・子どもの変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。 ・県教育委員会への報告について確認し、承諾を得る。
	いじめが起きた集団に対して	・被害児童生徒や保護者の意向を確認して対応する。 ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学部、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への変換を促す。 ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。 ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることになることの理解を促す。 ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
いじめの解消	解消の判断	・行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していることを確認する。 ・被害児童生徒及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。 ・解消を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けていく。
	継続した指導	・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。 ・児童生徒と積極的に関わり、その後の状況把握に努める。

事案対処の流れ（重大事態発生時を含む）



※県教育委員会への報告については、平成29年5月12日付文書、「青教育第349号いじめ防止対策推進法に基づく報告について（通知）」に基づいて行う。

※いじめ対応チーム及び調査班のメンバーは、校長の招集・指揮を受け、対応を最優先に行動する。その際、必要に応じて児童生徒の掌握体制（捜索態勢時を基本）をとることとする。聞き取り後、対象児童生徒は掌握に戻り、いじめ対応チームの解散時に掌握体制を解除する。